就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援

令和４年度予算額　442,604（501,253)千円

就職氷河期世代の方々の活躍の促進を図るためには、各地域においても、行政、経済団体、業界団体等各界一体となっての取組を進めることが重要であることから、企業説明会等を通じた各種支援を実施。

事業内容

都道府県ごとに設置する就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの取組の一環として、各地域において、都道府県をはじめとする各界の参画を得て企業説明会等を行い、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の支援、行政支援策等の周知等に取り組むとともに、好事例の発信を行う。

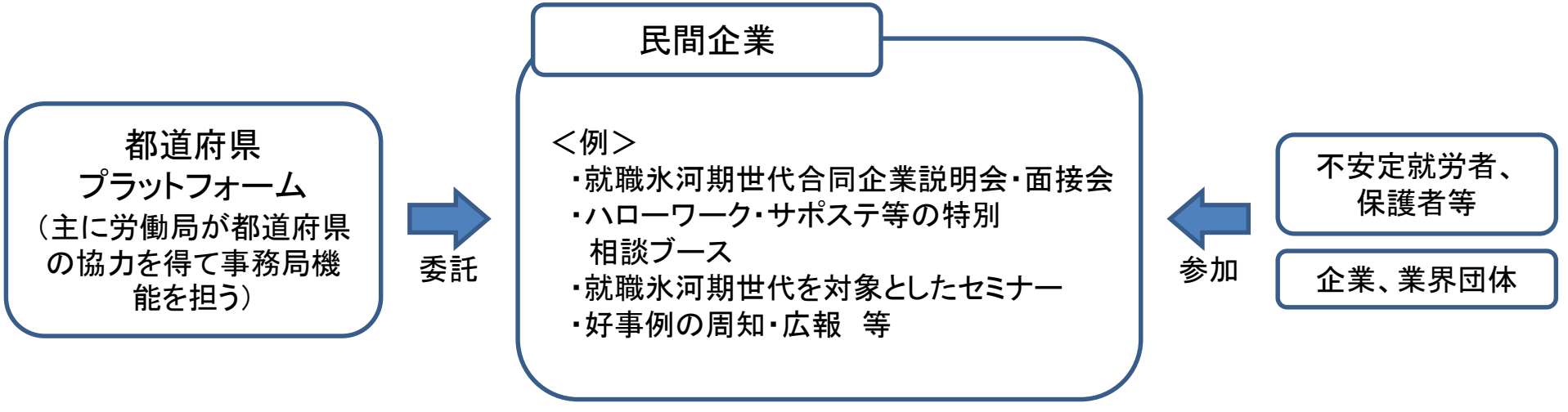

就職支援コーディネーター（人材開発支援分）の設置

令和４年度予算額　492,660（812,269）千円

○　①地域ごとのプラットフォームにおいて、経済団体と連携して、希望者ごとのニーズに沿ったインターン（職場体験）の機会の開拓・確保を図るとともに、②業界団体等に委託して、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行うこととしている。

○　これらの取組を円滑に実施するため、地域の経済団体、就職氷河期世代の支援機関、求人者、求職者など関係者・当事者のニーズを踏まえた的確なインターン（職場体験）の機会をコーディネートする専門の者を、都道府県プラットフォームの事務局となる都道府県労働局に新たに配置し、就職氷河期世代の方々をはじめとした正規雇用化等安定的な就労支援の強化を図る。

①都道府県プラットフォームの取組

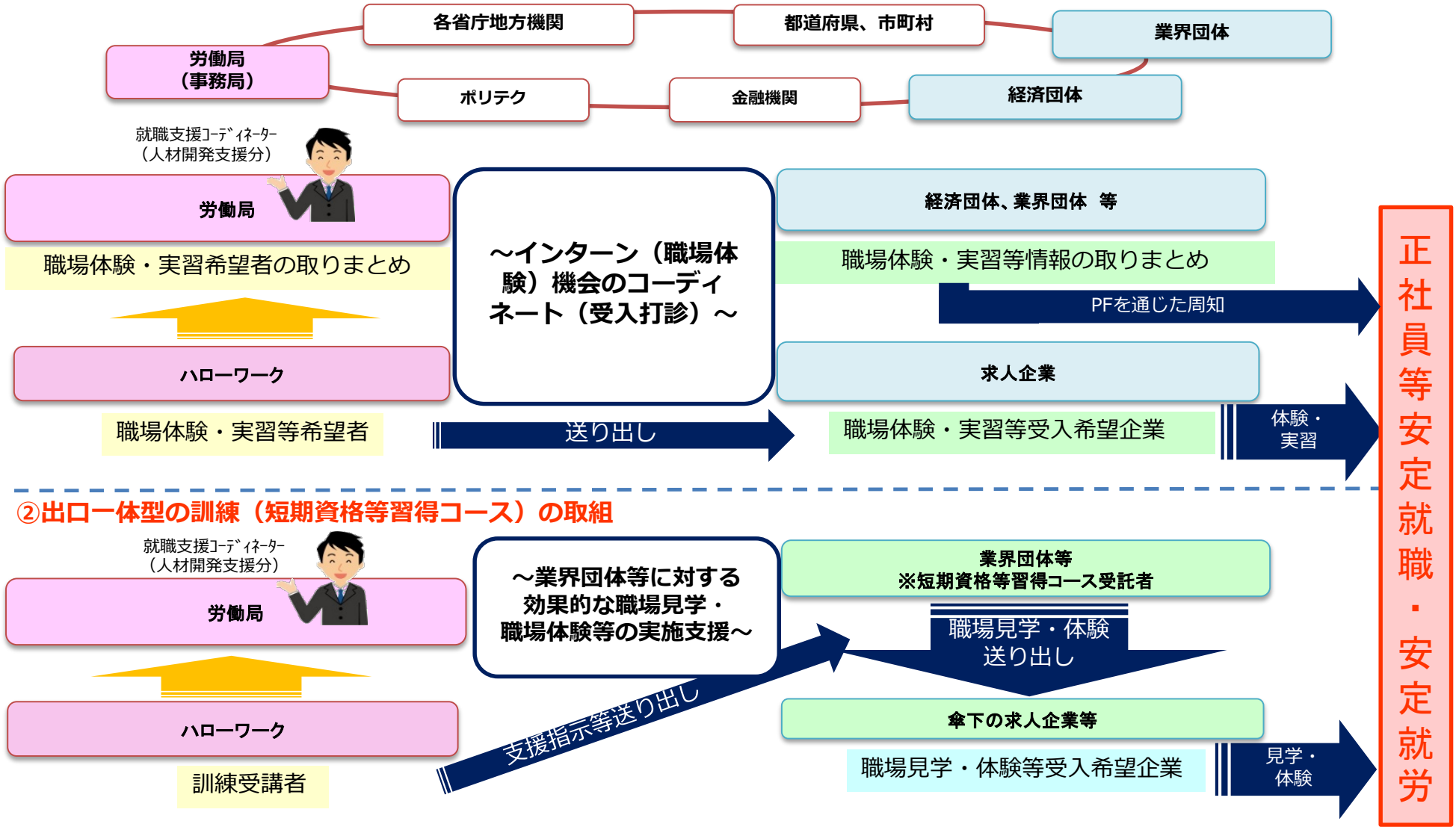

就職氷河期世代の就職支援のためのハローワーク専門窓口設置及び担当者制によるチーム支援

令和4年度予算額　1,790（ 1,660 ）百万円

○　就職氷河期世代の不安定就労者は、概して能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない。また、就職活動の失敗により自分に自信が持てない、正社員就職を諦めているなど、様々な課題を抱えている者が多い。

○　一人ひとりの課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。

○　**令和４年度から、事業所が多く立地する地域のハローワークにおいて、求人開拓や就職氷河期世代限定面接会の開催等の取組を集中的に実施。**

＜専門窓口数＞　　92か所
＜体制＞　就労・生活支援アドバイザー　　82人
　　就職支援コーディネーター　　82人 → **112人**
　　職業相談員　　144人

ハローワークに誘導
（広報の実施、関係機関との連携等）

ハローワークにおけるチーム支援

就職

定着支援

就職氷河期世代の
不安定就労者

広報による誘導

関係機関（サポステ等）
からの誘導

・企業に評価される職務経歴が乏しい
・正社員就職のためのスキルが足りない
・スキルを高めるための時間がない
・今後の生活プランが立てられない
・自分に自信がない　等

専門窓口

就職可能性の高い求人開拓

就職氷河期世代向け面接会の開催

職務経歴書作成指導
模擬面接

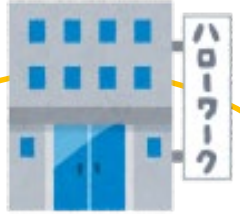

**専門担当者による
就職支援チームを結成**

個別支援計画の作成

自分の強みの
再発見

職業訓練
あっせん

キャリアコンサルティング

チーム構成員が連携して伴走型支援を実施

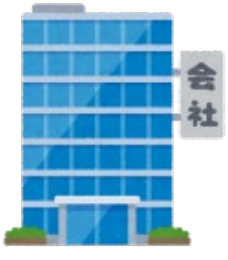

就職

定着に向けた雇入れ企業支援

就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コースの実施

令和４年度予算額
2,602,779(2,745,138)千円

就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース」により、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う。さらに、求職中の非正規雇用労働者の方が働きながら受講しやすい夜間、土日やeラーニング等の訓練を提供する。

労働局

サポート

就職支援コーディネーター（人材開発支援分）
管内の職場見学・職場体験をコーディネートを行う者。
本事業では、効果的な職場見学・職場体験の実施等を支援する。

厚生労働省

委託

業界団体等

○事業の周知・広報　○事前ガイダンス　○キャリアコンサルティング(※直接申込者）○カリキュラム、教材開発　○就職支援コーディネーターの支援による職種別団体等と連携した実習先のコーディネート　○処遇改善の働きかけ

求職者

ハローワーク

- キャリアコンサルティング
- 求職者送り出し
- 業界団体と連携した求人開拓
- 職業紹介

直接申込

業界団体傘下の非正規雇用労働者を雇用する事業所

非正規雇用労働者の送り出し

出口一体型

○短期間の訓練
○夜間、土日、eラーニング等の訓練

資格・技能例

- ＩＴ系エンジニア
- 小型クレーン、フォークリフト、安全講習
- 自動車運転免許（大型一種、大型二種、中型、準中型）　等

求職者向け支援

○業界団体傘下の求人事業所において、半日から３日間程度の職場見学・職場体験
○ハローワーク等と連携した就職支援

非正規雇用労働者向け支援

○必要に応じて雇用事業所において、ＯＪＴを実施等

正社員就職

正社員への転換

※
本事業で実施される訓練、職場見学・職場体験等については、職業訓練受講給付金の給付対象とする。

求職者支援制度について

令和４年度予算額（職業訓練受講給付金）
12,629百万円の内数（10,271百万円の内数）

求職者支援制度の趣旨・目的

雇用保険を受給できない求職者に対して、①訓練を受講する機会の確保、②一定の場合に訓練期間中における給付金の支給、③ハローワークが中心となったきめ細かな就職支援を行うことにより、早期の就職を支援するもの。

対象者

雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者

例えば･･･
- 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
- 雇用保険の適用がなかった者
- 学卒未就職者、自営廃業者等

訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定（2ヶ月から6ヶ月の訓練）。
- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、これに則して認定。
- 訓練実施機関には、就職実績も加味（実践コースのみ）した奨励金を支給（実績に応じて５～7万円/人月）。

給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金（月10万円＋交通費及び寄宿する際の費用（ともに所定の額））を支給。
- 不正受給について、不正受給額（３倍額まで）の納付・返還のペナルティあり。

訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前から修了後に至るまで、ハローワークが中心となった訓練実施機関と緊密な連携を図った支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援（必要に応じ担当者制での支援）。

求職者支援訓練におけるコース設定の要件緩和

令和４年度予算額　11,723,679の内数　（11,494,318の内数）千円

現状・課題

○　実践的な技能等を付与する「実践コース」について、現行の訓練期間は３月以上６月以下とされているが、資格取得に要する期間等から、３月未満のコース設定が可能と考えられるものがある。

○　また、マルチジョブホルダー・非正規雇用労働者など在職中の者等が、働きながら資格取得などによる安定就労を目指して訓練を受講するには1日の訓練時間（※）が長いなど、受講しづらい状況にある。

※現行制度では、訓練時間は1日あたり原則5時間以上6時間以下、1月あたり100時間以上

見直しの内容

○　就職氷河期世代を含めた安定就労を目指す方々が、個々人の状況に応じて安定就労に有効な職業能力等の習得ができるよう、令和２年３月より以下の見直しを行った。

<実践コースにおける訓練期間の下限緩和>

・実践的な技能等を習得の上、就職に直結する資格を取得できる特定の訓練コースについては、訓練期間の下限を緩和した（現行３月以上を２月以上とした）。

【対象コースの一例】介護初任者研修対応コース（介護初任者の資格取得）３ヶ月→２ヶ月
メディカルクラーク等対応コース（医療事務関係の資格取得）３ヶ月→２ヶ月

<在職中等特に配慮を要する者を対象とするコースにおける訓練時間の下限緩和>

・ハローワークが必要性を認めた在職者等（※）を対象とした訓練コースを設定する場合、訓練時間の特例措置の対象とした（1日あたり原則3時間以上6時間以下、1月あたり80時間以上とした）。

※　雇用保険の被保険者になれていないマルチジョブホルダー・非正規雇用労働者など在職中の者や、雇用保険の受給資格のない育児や介護中の者など受講にあたって訓練時間に特に配慮を有する者で、ハローワークにおいて当該コースの受講が安定就職に必要であると判断された者。

【新たに設定可能としたコース例】週あたり平日夜間3H×5日＋土で5H
（月～金18時～21時＋土9時～15時（1H昼休憩））

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

令和４年度予算額　21.2億円（ 14.3億円）

正社員経験が無い方や、正社員経験が少ない方について、失業しておらず非正規雇用労働者である場合も含めて、正社員就職を支援する。

支給要件等

1．以下のいずれにも該当する者（対象労働者）を正社員として雇い入れた事業主
①35歳以上55歳未満の者
②「雇入れ日前直近5年間に正社員としての雇用期間が通算１年以下の者」かつ、
「雇入れ日前1年間正社員として雇用されていない者」
③職業紹介の時点で「失業状態の者」または「非正規雇用労働者」かつ、「ハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者」
④安定した雇用を希望している者

2．支給額：対象労働者1人あたり**計60（50）万円**

6か月定着後　30(25)万円
1年定着後　　30(25)万円
※括弧内は中小企業以外

※就職氷河期世代の正社員就職を促進するため、助成金の活用と併せて以下の取組みを実施
- 就職氷河期世代限定求人の開拓・確保
- 就職氷河期世代限定面接会、人手不足業種との職場見学会付き面接会の開催

トライアル雇用助成金
(一般トライアルコース)

令和４年度予算額　4.0億円（13.1億円）

厚生労働省

■ 概要

職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者について、常用雇用への移行を目的に一定期間（原則３か月）試行雇用する事業主に対して助成する制度。

■ 助成内容等

対象労働者	支給額
○2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者 ○離職している期間が1年超の者 ○育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者 ○フリーターやニート等で55歳未満の者 ○特別の配慮を要する者（生活保護受給者等）	月額4万円

※ 対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は月額５万円となる。
※ ハローワーク、職業紹介事業者等（助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要）の紹介が必要。
※ 母子家庭の母等の場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の第２期の併用が可能。

キャリアアップ助成金　令和４年度予算額（令和３年度補正後予算額）：839億円（989億円）

○　有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

目的	コース名・内容		助成額　※<>は生産性の向上が認められる場合の額、（　）は大企業の額
正社員化支援	**正社員化コース** （一部見直し）	有期雇用労働者等を正規雇用労働者（※）に転換又は直接雇用 ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む	①有期→正規：１人当たり　57万円<72万円>（42.75万円<５４万円>） ②無期→正規：１人当たり　28.5万円<36万円>（21.375万円<27万円>） ※　派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合1人当たり28.5万円<36万円>加算（大企業も同額） （注）新型コロナウイルス感染症の影響を受け、就労経験のない職業に就くことを希望する者を、紹介予定派遣の後、派遣先の事業所が正規雇用労働者として直接雇用した場合、直接雇用前に当該事業所に従事していた期間が、２か月以上～６か月未満でも支給対象。 ※　母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合 ①：１人当たり9.5万円<12万円>、②：１人当たり4.75万円<6万円>加算（大企業も同額） ※　人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用労働者へ転換した場合 ①：１人当たり9.5万円<12万円>、②：１人当たり4.75万円<6万円>加算（大企業も同額） ※　勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合 １事業所当たり9.5万円<12万円>（7.125万円<9万円>）加算
	障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規：１人当たり 90万円（67.5万円）　※重度障害者等の場合は１人当たり 120万円（90万円） ②有期→無期：１人当たり 45万円（33万円）　※重度障害者等の場合は１人当たり 60万円（45万円） ③無期→正規：１人当たり 45万円（33万円）　※重度障害者等の場合は１人当たり 60万円（45万円）
処遇改善支援	**賃金規定等改定コース** （一部見直し）	全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、２%以上増額	①１～５人：１人当たり　3.2万円<４万円>（2.1万円<2.625万円>） ② 6人以上：　1人当たり 2.85万円<3.6万円>（1.9万円<2.4万円>） ※　中小企業において3%以上増額した場合、1人当たり1.425万円<1.8万円>加算 ※　中小企業において5%以上増額した場合、１人当たり2.375万円<３万円>加算 ※　「職務評価」の手法の活用により実施した場合、１事業所当たり19万円<24万円>（14.25万円<18万円>）加算
	賃金規定等共通化コース （一部見直し）	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	１事業所当たり 57万円<72万円>（42.75万円<54万円>）
	賞与・退職金制度コース（仮称） （一部見直し）	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立てを実施	１事業所当たり 38万円<48万円>（28.5万円<36万円>） ※　同時に導入した場合に、16万円<19.2万円>（12万円<14.4万円>）加算
	選択的適用拡大導入時処遇改善コース （令和４年９月末まで）	選択的適用拡大の導入に伴い、短時間労働者の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組の実施	１事業所当たり 19万円<24万円>（14.25万円<18万円>） ※　社会保険加入時に賃金増額を行った場合、労働者１人につき増額幅（２～14%以上）に応じ1.4万円～16.6万円加算 ※　短時間労働者の生産性の向上を図るための取組（研修制度や評価の仕組みの導入）を行った場合に、10万円（7.5万円）加算
	短時間労働者労働時間延長コース （一部見直し）	有期雇用労働者等の週所定労働時間を３時間以上延長し、社会保険を適用	１人当たり 22.5万円<28.4万円>（16.9万円<21.3万円>） ※　労働者の手取りが減少しない取組をした場合、３時間未満延長でも助成 1時間以上２時間未満：　5.5万円<7.0万円>　（4.1万円<5.2万円>）　2時間以上３時間未満：　11万円<14万円>　（8.3万円<10.5万円>）

人材開発支援助成金（令和４年度）

○　職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援。

令和４年度予算額　68,119,971 千円
令和３年度補正予算額　21,567,740 千円

支給対象となる訓練	対象	対象訓練・助成内容	助成率・助成額　注:（ ）内は中小企業事業主以外	生産性要件を満たす場合
特定訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・労働生産性向上訓練 ・若年人材育成訓練 ・熟練技能育成・承継訓練 ・認定実習併用職業訓練 について助成	OFF-JT 経費助成:45(30)% 賃金助成:760(380)円/時・人 OJT<認定実習併用職業訓練に限る> 実施助成(定額):20(11)万円/人	OFF-JT 経費助成:60(45)% 賃金助成:960(480)円/時・人 OJT<認定実習併用職業訓練に限る> 実施助成(定額):25(14)万円/人
一般訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	特定訓練コース以外の訓練 について助成	OFF-JT 経費助成:30% 賃金助成:380円/時・人	OFF-JT 経費助成:45% 賃金助成:480円/時・人
特別育成訓練コース (※1)	・事業主	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 について助成	OFF-JT 経費助成: ・正社員化した場合70% ・非正規の場合60% 賃金助成:760(475)円/時・人 OJT<有期実習型訓練に限る> 実施助成(定額):10(9)万円/人	OFF-JT 経費助成: ・正社員化した場合100% ・非正規の場合75% 賃金助成:960(600)円/時・人 OJT<有期実習型訓練に限る> 実施助成(定額):13(12)万円/人
教育訓練休暇等 付与コース	・事業主	有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	経費助成(定額):30万円	経費助成(定額):36万円
		事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成	経費助成(定額):20万円 賃金助成<有給時>:6,000円/日・人	経費助成(定額):24万円 賃金助成<有給時>:7,200円/日・人
		勤務時間の短縮により教育訓練等を受ける時間を確保するための教育訓練短時間勤務制度を導入した場合に助成	経費助成(定額):20万円	経費助成(定額):24万円

※1　非正規雇用労働者が対象。
※2　通信制(e－ラーニングを含む)の場合は、経費助成のみ対象とする。

民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援

令和4年度予算額　1,910 (2,891)百万円

○　就職氷河期世代の多種多様な課題に対応するとともに、安定就職の流れを加速化させるためには、国だけではなく、民間事業者による創意工夫を活かした支援も併せて活用することが重要である。
○　このため、特に不安定就労者の多い地域において、成果連動型の民間委託により不安定就労者の教育訓練、職場実習等を行い、安定就職につなげる事業を実施する。

実施形式：就職氷河期世代の不安定就労者の多い東京、愛知、大阪の都道府県労働局において、成果連動型の委託事業に実施。

委託費　：対象者に教育訓練等（１カ月程度）を実施する場合の費用（10万円）を支給
対象者が安定就職し、６ヶ月以上定着した場合に、成果に連動した委託費（50万円）を支給

支援の一例

不安定就労者

募集

民間事業者

基礎編
・自己分析、自己理解
・ビジネスマナー基礎編（社内コミュニケーション）
・企業担当者の説明会
など

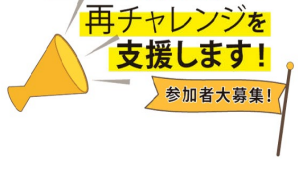

レベルアップ編
・今後のライフプラン（働き方・収入）
・応募書類（志望動機・自己PR）
・面接対策実践（弱点の克服・振り返り）
など

随時、専任の担当者による
キャリアコンサルティング

希望に合わせた求人開拓、
求人情報の提供、
模擬面接などの就職支援

就職

定着
＋
就職

※　同事業で実施される教育訓練、職場実習等については、職業訓練受講給付金の給付対象とする。

アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

令和４年度予算額：11.7億円（31.7億円）

◇　就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。

◇　具体的には、以下の取組を実施する。

・ 【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）

・ 【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

実施主体：市等
補助率：10／10

自立相談支援の機能強化の概要

◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。

◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。

事業内容

※ 本事業の実施期間は令和２～４年度とする。

ア）アウトリーチの充実

○　自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。

○　アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。

○　具体的には、アウトリーチの充実として、

①　家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保

②　つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施

等

イ）相談へのアクセスの向上

○アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

情報のアウトリーチの推進

令和４年度予算額：1.5億円（1.5億円）

◇　就職氷河期世代支援プログラムでは、当該プログラムに基づく取組については、様々なルートを通じて、一人一人につながる戦略的な広報を展開することとされている中で、令和２年度においては、ひきこもり当事者やその家族が支援施策につながるように、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復できた事例について、事例集を作成して周知を行った。

◇　令和３年度においては、広く国民のひきこもりへの理解促進を図るとともに、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進するため、国から地域社会に対して、ひきこもり支援に関する普及啓発や情報発信を行う。

◇　令和４年度においても、地域社会への普及啓発や情報発信を継続して実施していくことで、国民のひきこもりへの更なる理解の促進と、より相談しやすい環境づくりを加速化し、ひきこもり当事者や家族が孤独・孤立状態に陥らずに、安心して生活できる社会を構築していく。

実施主体：国

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修

令和４年度予算額：1.4億円（1.2億円）

◇　令和３年度は、自立相談支援機関の職員等を対象とした研修において、ひきこもり当事者やその家族への支援手法に係るテーマ別研修を実施することで専門性を深めるとともに、自立相談支援機関の職員を対象とした研修においても、ひきこもり支援に関する項目を設定することで基礎的な知識や支援手法の習得を図る。

◇　令和４年度は、新たに、ひきこもり地域支援センターの職員に対して、国が主体となって知識や支援手法等を習得するための研修を実施し、ひきこもり当事者や家族の心情を理解した上で寄り添う支援ができる良質な支援者を育成する。また、自立相談支援機関の職員を対象とした研修においても、引き続き、ひきこもり支援に関する項目を設定して、ひきこもり支援に携わる様々な機関の職員の支援の質を担保する。

実施主体：国

地域若者サポートステーション事業

令和４年度予算額　4,674,147（5,167,110）千円

- 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、**就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）を支援するため国（厚生労働省）が設置する施設。**
  ※都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和３年度**177か所**（全都道府県に設置）。

- **地方公共団体は、**サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、**地域の実情を踏まえた措置を実施。**

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、**個別の支援計画を作成。**
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、**利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラム**を実施。
- **オンラインによる個別相談等も可能。**
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が**学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援**を実施。
- OJTとoff-JTを組み合わせた**職場体験プログラム**を実施。
  体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- **合宿形式を含めた集中訓練プログラム**を実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、**職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談**を実施。
- 必要に応じて、**地域の関係機関（福祉機関等）との連携（リファー）**。

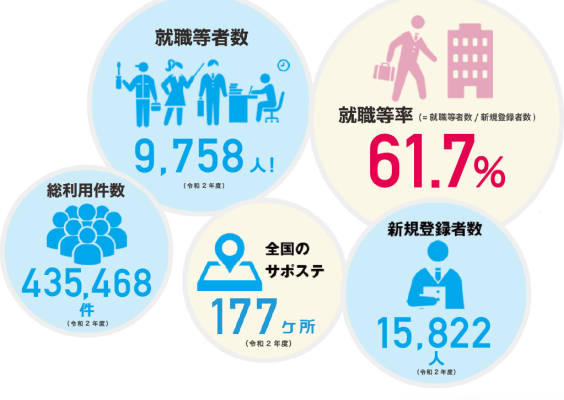

サポステ
地域若者サポートステーション

身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実

令和４年度予算額：17.6億円（11.5億円）

◇ひきこもり支援の体制整備は、これまで、都道府県域に「ひきこもり地域支援センター」の設置を進めてきた。（平成30年度に全ての都道府県・指定都市への設置が完了）

◇今後は、より身近なところで相談し支援を受けられる体制を構築するため、市町村域での取組の推進に注力し、あわせて支援内容の充実を図る。

◇具体的には、市町村域でのメニューについて、これまでの「ひきこもりサポート事業」に加え、
①相談支援、居場所づくり、ネットワークづくり、当事者会・家族会の開催、住民向け講演会・研修会の開催等を総合的に実施する「ひきこもり地域支援センター」について、市町村による実施を可能とする。
②新たに、支援の核となる相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を創設し、ひきこもりサポート事業よりも充実した支援を提供する。

◇あわせて、都道府県による市町村の取組のバックアップ機能として、新たに、①市町村と連携した「ひきこもり地域支援センター」のサテライト設置と、②都道府県による市町村の立ち上げ支援事業を創設し、都道府県域内の支援の平準化と市町村の体制整備を図る。

実施主体：都道府県・市町村
補助率：１／２

事業イメージ

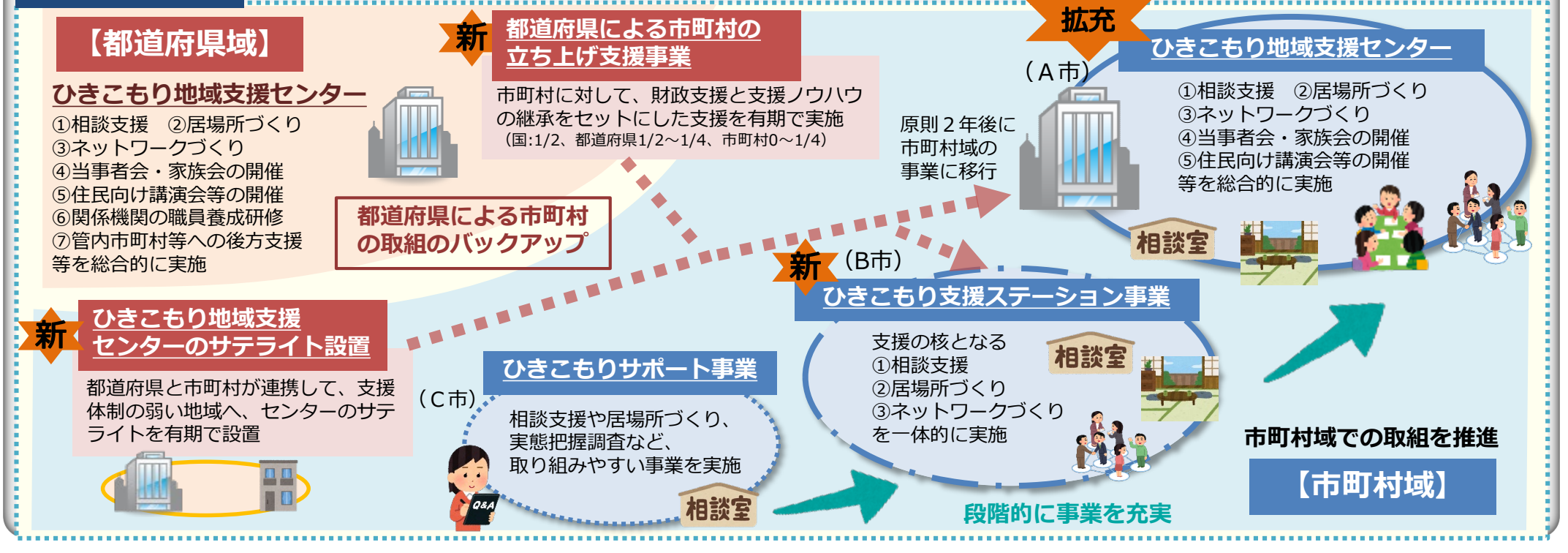

ひきこもり支援体制構築加速化事業

令和３年度補正予算額：新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（61億円）の内数

○　新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、ひきこもり当事者やその家族の孤独感・孤立感や生きづらさがより深刻化する中、身近な地域におけるきめ細やかなひきこもり支援の需要が高まっている。

○　これを踏まえ、市町村におけるひきこもり支援体制を構築するため、その土台となるひきこもり相談窓口や居場所づくり、相談窓口の広報、支援対象者の実態把握、支援者ネットワークの構築等の具体的な取組に対して包括的に支援を行い、ひきこもり支援の環境整備を加速化させる。

【事業実施主体】　市町村等　　**【補助率】**　国３／４

【事業内容】

市町村のひきこもり支援体制の構築を加速化するため、市町村等が新たにひきこもり支援を開始する場合や拡充する場合に、以下の取組に係る備品購入費用、修繕費用、準備スタッフの雇い上げ費用、パンフレットやホームページの作成費用、実態調査費用、会議費用、普及啓発費用等に対して補助を行う。

＜ひきこもり支援体制構築のための取組＞

１．ひきこもりの相談ができる環境づくり

２．居場所づくり

３．住民への相談窓口の周知等の広報

４．支援対象者の実態やニーズの把握

５．地域の社会資源の開拓と支援者ネットワークの構築

６．地域におけるひきこもり支援の気運醸成のためのシンポジウムや勉強会等の開催

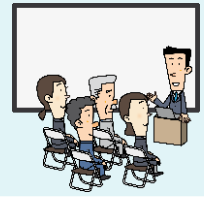

地域共生社会の実現に向けた取組について

重層的支援体制整備事業の実施

令和４年度予算額：770億円の内数（609億円の内数）

◇　市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、**属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施**する。

（重層的支援体制整備事業の事業内容）

１．包括的相談支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。相談受付・アセスメントの結果、複雑・複合的な課題を抱えていることから各関係機関において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等の必要な支援を行う。

（※）各法に基づく相談支援事業
- 介護分野（地域包括支援センターの運営）、障害分野（障害者相談支援事業）、子ども・子育て分野（利用者支援事業）、
- 生活困窮分野（自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

２．地域づくり支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法等に基づく地域づくり支援事業（※）を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設等を行う。

（※）各法等に基づく地域づくり支援事業
- 介護分野（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）、障害分野（地域活動支援センター事業）、子ども・子育て分野（地域子育て支援拠点事業）
- 生活困窮分野（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）

３．多機関協働事業等実施事業

相談支援機関等の役割分担等を図る多機関協働、支援が届いていない人に支援を届ける等の取組を行うアウトリーチ等による継続的支援、社会とのつながりをつくるための支援等を行う参加支援に取り組む。

重層的支援体制の整備に向けた支援等

◇　市町村の重層的支援体制の整備を促進するため、「**重層的支援体制整備事業への移行準備事業**」、「**都道府県による市町村への後方支援**」の支援を行う。

就労支援の機能強化①（都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング）

令和４年度予算額：1.0億円（3.3億円）

◇　就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。

◇　具体的には、以下の取組を実施する。

- 【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）
- 【就労支援メニューの強化】都道府県、指定都市、中核市等による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

実施主体：都道府県、指定都市、中核市等
補助率：定額

※新型コロナウイルス感染症の影響により自立相談支援機関や福祉事務所への相談増加が著しい状況を踏まえ、指定都市、中核市等においても就労体験・就労訓練先など積極的に開拓していく。

事業の概要等

◆ 就労支援の充実のためには、就労体験や訓練を受け入れる企業の協力が不可欠であるが、自治体によっては支援員の余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。また、個人事業主や自営業者など新たに見えてきた課題への対応も必要となっている。

◆ また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、より多くの利用者受入につなげることが支援の質の向上に資することから、広域での情報共有やマッチングを行うことに加え、指定都市・中核市等でも地域に根差した企業等の開拓を積極的に実施することで運用の幅を広げることができる。

事業内容

○　地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に企業を訪問。特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者（ひきこもりなど）や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案。また、個人事業主や自営業者などの新たなニーズに合わせた支援を実施する。

○　開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内自立相談支援窓口へ共有。窓口担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案。併せて新たな就労体験等のニーズを把握。また、個人事業主等は実際にアウトリーチなどを行い事業状況を把握。

○　円滑な利用が図られるよう就労体験先等の初回利用の際に同行。企業側や支援先との調整を実施。

※本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

就労支援の機能強化②（農業分野等との連携強化モデル事業の実施）

令和４年度予算額：１.０億円（1.0億円）

○ 新型コロナウィルス感染症の影響で、個人事業主や外国人といった、従来の支援対象層とは異なる層への支援の需要が高まっている。一般就労に向けた支援については、ハローワークや自治体の「緊急対応型雇用創出事業」等との連携はもとより、短期の一時的な就労や、将来的に農業従事者を目指すことが可能な当事業を活用することが効果的と考えられることから、今年度の実施状況も踏まえ、農業以外の水産、林業、畜産業等への拡大も予定するが、モデル事業のとりまとめに力を入れ、実施箇所数は5箇所程度とする。

○ 同事業の実施により得られた成果を各自治体で広く活用できるようマニュアル、ツール等にまとめ、併せてシンポジウムの開催、HP掲載等により広く周知広報を行い生活困窮者と農業分野等の一層の連携を図る。

実施主体：国

事業内容

・委託事業者の調整のもとに、全国複数箇所（5ヶ所程度）に、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し、自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置。

・委託事業者は、各地のマッチング支援機関の取組の進捗を把握し、円滑な事業実施のための助言、報告書作成、シンポジウムの開催等を行う。

※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

モデル事業イメージ

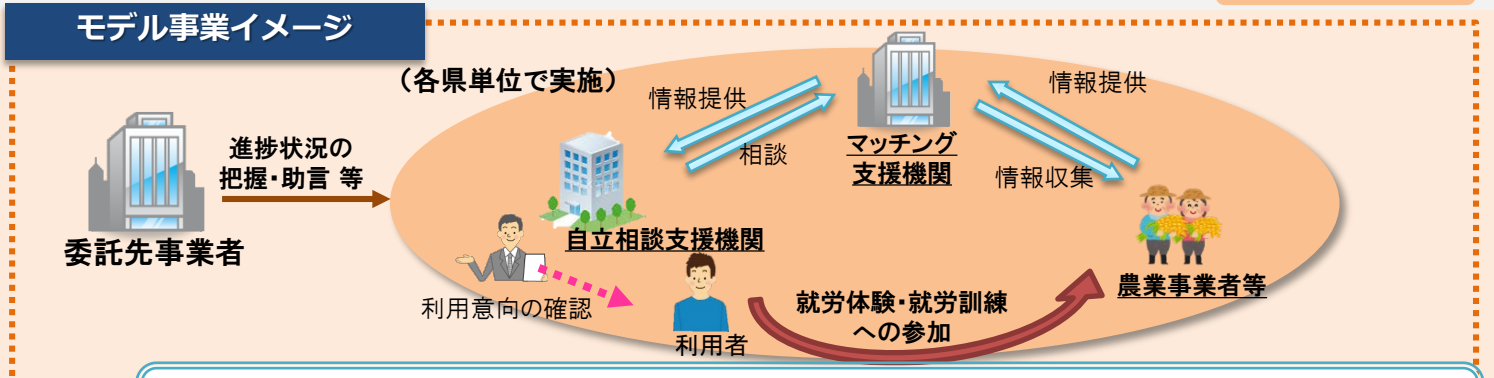

モデル事業終了後は、事業成果（ノウハウ）を元に、全国各地でマッチング支援機関を設置。支援体制を構築する。

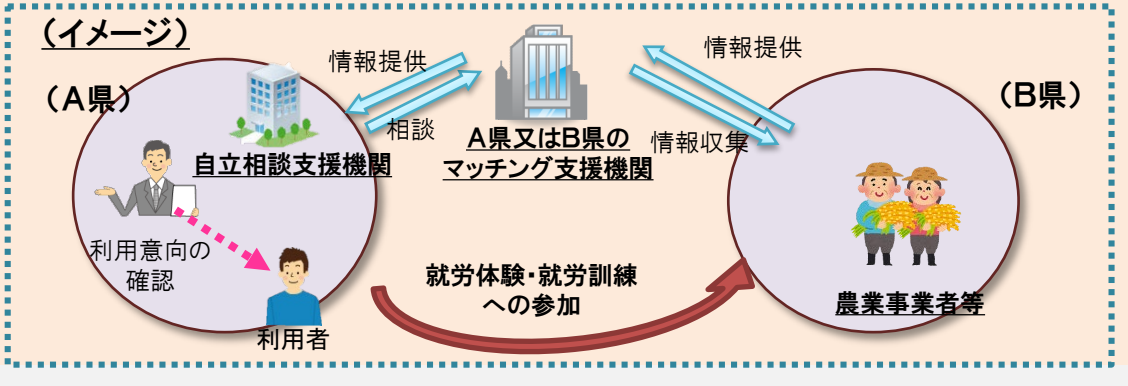

※国事業（委託費）

技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進

令和４年度予算額：2.2億円（2.2億円）

◆ **就職氷河期世代支援として、技能修得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費の貸付を行う。**

就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

令和４年度予算額：0.8億円（5.8億円）

◇　生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。

◇　一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。

◇　こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する。

実施主体：市等
補助率：定額

事業の概要等

実施形態

○　市同士の連携による広域実施（取組例：加西市等）
○　都道府県が関与した広域実施（取組例：熊本県、大阪府等）

モデル箇所数

○　３０箇所程度

事業内容

ア　自治体を超えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）
イ　委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓
ウ　広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援　等

［参考］任意事業を実施しない理由（令和元年度事業実績調査）

事業名	利用ニーズが不明	利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい	利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能	ニーズがあり事業化したいが予算面で困難	その他
就労準備支援事業（n=409）	28.1%	24.7%	21.3%	12.2%	13.7%
一時生活支援事業（n=618）	51.0%	27.3%	7.3%	3.9%	10.5%
家計改善支援事業（n=411）	18.2%	18.0%	31.6%	18.0%	14.1%
子どもの学習・生活支援事業（n=323）	52.6%	16.7%	1.5%	6.8%	22.3%

［備考］
本事業は、単に事業の実施率を高めるだけではなく、就労準備におけるメニューの充実や、自治体間での情報共有等の相乗効果といった、支援内容の充実も効果として見込まれる。

※　本事業の実施期間は令和２～４年度とする。

就職氷河期世代等に対する積極的な広報の実施

令和4年度予算額　90,229（ 135,737 ）千円

○　就職氷河期世代には、これまで不安定な就労を繰り返しており、自己評価が低い傾向にあることや、安定就労に向けてスキルアップや転職活動を行う時間的・経済的・心理的余裕がないことから、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせずにいる方々、そもそも、就労や正社員を目指すこと自体をあきらめている方々が一定数存在すると考えられる。

○　そこで、ご本人やそのご家族、関係者に対して、「安定就職・社会参加の途を社会全体で用意・応援しています。」ということを効果的に伝えるため、関係省庁・経済団体との連携、地域ごとのプラットフォームの活用などのあらゆるルートを通じた広報を展開する必要がある。

事業内容

就職氷河期世代に対する国の各種支援策について、インターネット広告、SNS広告等のメディアを活用し、就職氷河期世代本人やその家族等、それぞれの置かれている状況を踏まえ、様々なルートを通じた広報を実施する。

【活用メディアの例】
・SNS広告　・動画広告　・インターネットバナー広告　・専用HP　・ポスター　・リーフレット　等

集中プログラムの期間中実施（令和２年度から３年間）

不安定就労者
長期無業者
社会参加に向けた支援を必要としている者

家族、関係者
事業所

様々なメディアを活用した広報

特設ＨＰ

詳細を確認

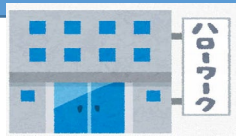

就職氷河期世代支援に関する行動計画2020に記載の各施策

令和４年度予算額　1,938,632千円
（令和３年度予算額　2,817,386千円）
（令和３年度補正予算　制度要求）

令和４年度　雇用型テレワークの導入・定着促進のための施策概要

➢ 適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着促進のため、テレワークガイドラインに沿った取組を企業に促すためのセミナー・表彰や、テレワークを制度として導入する中小企業事業主への助成等の事業を実施。

１．雇用型テレワークガイドラインの周知

テレワークガイドラインの周知広報

テレワークを適切に導入及び実施するにあたっての注意すべき点について周知・啓発を実施。

テレワークモデル就業規則の作成

テレワークガイドラインに則したモデル就業規則を作成し、各種セミナー等を通じて周知を行う。

２．企業等への相談対応、テレワーク導入費用の助成による支援

テレワーク相談センターの設置・運営

- テレワーク相談センターを設置し、企業等へのコンサルティングやテレワーク導入のアドバイス等、導入支援を実施。
- 働き方改革推進支援センターと連携し、地域の相談ニーズに対応。
- 令和４年度は関係省庁と連携し、相談窓口をワンストップ化することで、企業にとってわかりやすく、寄り添った支援を実施。

人材確保等支援助成金(テレワークコース)

良質なテレワークを制度として導入し、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し、テレワーク用通信機器等の導入等に係る経費を助成。

国家戦略特別区域における導入支援

国家戦略特別区域内に相談窓口を設けるなどして、自治体と連携した各種支援をワンストップで実施。

３．適正な労務管理下でテレワークを導入・定着させている企業の事例紹介

企業向けセミナーの開催

総務省と連携し、労務管理上やセキュリティ上の留意点の解説や、企業の導入事例を紹介するセミナーを開催。

厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」

総務省と連携し、先進企業等に対し表彰を行い、その取組を企業向けのシンポジウム等を通じて幅広く周知。